

# 私立認定こども園の幼児教育・保育の無償化についてのお知らせ

## 1 幼児教育・保育の無償化について

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化により、満3歳児から5歳児クラスの子どもの保育料が無償化されます。

また、共働き世帯など保育の必要性がある子どもの場合、預かり保育の利用料についても一部無償化の対象となります。

なお、認定こども園の保育園部（2号認定児童）の子どもの場合、これまで保育料に含まれていた給食費は、無償化の対象外となるため、保護者にご負担いただくことになります。

## 2 無償化の対象について

- 私立認定こども園に通う 満3歳・3歳児・4歳児・5歳児が無償化の対象です。

満3歳児：平成28年4月2日生以降生まれで、3歳の誕生日を迎えた子ども

注：満3歳児は認定こども園の幼稚園部（1号認定児童）の子どものみ対象

3歳児：平成27年4月2日生～平成28年4月1日生の子ども

4歳児：平成26年4月2日生～平成27年4月1日生の子ども

5歳児：平成25年4月2日生～平成26年4月1日生の子ども

- 無償化の対象料金は保育料です。教材費・行事費等は、これまで通り保護者にご負担いただきます。
- 認定こども園の保育園部（2号認定児童）の子どもの場合、給食費は無償化の対象外となるため、通われている認定こども園に納付していただくことになります。  
 なお、認定こども園の幼稚園部（1号認定児童）の子どもの場合も、給食費はこれまで通り通われている認定こども園に納付していただくことになります。

## 3 預かり保育料について（新2号認定を受けた子ども）

認定こども園の幼稚園部（1号認定児童）の子どものうち、共働き世帯など保育の必要性があることの認定（新2号認定）を受けた子どもが預かり保育を利用した場合、日額450円（月額11,300円まで）まで無償となります。《保育の必要性の事由については裏面を参照》

（詳細は「預かり保育料の無償化と算定方法について」をご参照ください。）

なお、認定こども園の保育園部（2号認定児童）の子どもの利用する延長保育利用料、満3歳（1号認定児童）の子どもの利用した預かり保育の利用料は、無償化の対象外です。（市民税非課税世帯の満3歳の子どもの場合、預かり保育の利用料も無償化の対象となる場合があります。）

保育の必要性があることの認定を受けるためには、以下の書類の提出が必要です。

### ◎ 申請書類（新2号認定の申請）

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」に必要事項をご記入の上、通われている認定こども園にご提出ください。

## 4 副食費（おかず・おやつ等）の取り扱いについて

給食費は、これまで通り保護者にご負担いただきます。

ただし、世帯年収360万円未満の世帯の子どもと、保育料算定時の多子計算における第3子以降の子どもは、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）の支払いが免除されます。

（詳細は「副食費（おかず・おやつ等）の免除について」をご参照ください。）

なお、副食費の免除に該当する子どもについては、10月1日以前に各世帯に通知いたします。

お問い合わせ

富士市役所 福祉こども部 保育幼稚園課

直通Tel 0545-55-2928

0545-55-2762